

30 墨行審第6号

平成30年6月11日

写

墨田区長

山本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会長 磯野 弥生

自己情報の開示請求の一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

平成29年11月10日付け29墨総法第167号による諮問について、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成29年度諮問第9号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの自己情報の開示請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った決定処分は、妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 審査請求人は、平成29年6月26日付けで諮問庁に対し、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、「滞納者実態調査票及び交渉経過一覧表（平成19年7月27日以降の全て）」について自己情報の開示請求を行った。
- 2 諮問庁は、1の自己情報の開示請求に対して、滞納者実態調査票については開示、交渉経過一覧表については一部開示（租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分は、これを開示することにより租税の徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第17条第2項第7号の規定により非開示）と決定し、平成29年7月12日付けで自己情報開示可否決定通知書（29墨区税第716号）を審査請求人に送付した。
- 3 審査請求人は、当該決定を不服とし、非開示とされた部分を開示することを求める審査請求書を平成29年9月12日付けで郵送し、同年9月19日に諮問庁に到達した。
- 4 諮問庁は、条例第25条第2項の規定に基づき、平成29年11月10日付けで弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成29年9月12日付け）、意見書（平成29年12月18日付け）及び補充意見書（平成30年3月22日付け）におい

て、次のとおり一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた部分を開示するよう求めている。

1 審査請求の趣旨

諮問庁が平成29年7月12日付けで審査請求人に対して行った自己情報の一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 平成29年7月12日付け29墨区税第716号の決定通知書の【請求に応じられない部分】に「租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分」とあるが、墨田区長としては審査請求人の租税は平成29年6月30日（墨田区への実際の収納は7月上旬）をもって全額徴収し確保している。全額徴収したことから、「将来の租税の徴収事務の適切な執行に支障が生じるおそれがある。」とした正当化は消滅している。
- (2) 条例第17条第2項第7号の「事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」及び同号アの「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。」を「一部開示」にした根拠としているが、この条例は事後（完納後）も含むと明確に規定していない。
- (3) 国は、行政機関個人情報保護法（以下「法」という。）における開示請求権制度は、「本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、本法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。」と解している。

また、法第14条第7号の規定（事務事業情報の非開示）は、「行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、「適正な遂行」と言えるものであることが求めら

れる。「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」と、国は解している。

なお、法第14条第7号イの「監査、検査、取締り、試験」と「徴収」とを同等に取り扱うべき性質のものではないと解する。

法と条例は、同じ内容を規定しており、条例には、「おそれ」の記載はないが、法、国の解釈に準拠して取り扱うべきである。

区は、「公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない」と国が解しているのに、自己中心の恣意的判断で「必要はある」としている。客観的に判断することなく、個人の権利利益を顧みず、単なる確率的な可能性で非公開を主張している。

- (4) 地方税の滞納整理事務は、各自治体及び徴税吏員並びに滞納者の状況に応じて、滞納処分の手法・調査項目・時期は一律ではなく異なる。
- (5) 平成28年1月15日付け27墨区税第1860号の「補充理由説明書の提出について(回答)」において税務課は、非開示理由として、「今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を発見されないよう資金の移動をしたり、口座の解約や変更、自動車などでは名義変更などをして、財産の処分等の対策を講じてしまい、」と具体的に回答していることから、この情報は誰もが知りうる情報である。更に、地方税滞納整理事務の実務本やインターネット等からも容易に知り得る情報である。「慣行として、又は誰でも知ることが予定されている情報」は、法及び条例の規定に基づき、開示すべきである。
- (6) 滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であっても、事後にあっては全てを一律ではなく、個々個別に日時・内容に応じて具体的に判断をすべきである。
- (7) 個々個別では、以前に開示された資料では黒塗りであった部分が、平成29年7月12日付け29墨区税第716号決定による開示資料では一部開示されている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（平成29年11月8日付け）、口頭理由説明（平成30年2月16日聴取）及び補充理由説明書（平成30年3月1日付け）において、本件審査請求に係る自己情報の開示請求の一部開示決定処分には、違法又は不当な点はないと主張している。

その理由は、以下のように要約される。

- 1 本件処分により非開示とした部分は、いずれも租税の徴収のための財産調査等の手法や調査項目に関するものであり、本人情報であるからといって、「租税の徴収確保にあたり実施した調査に関する部分」を含め、その全てを開示することになれば、どのような段階でどのような調査が行われるか、その調査の対象や内容、またそれに至る手順や判断過程、収集情報の性質やその入手先、具体的利用方法等が明らかにされることになる。そうすると、納税者が仮に滞納した場合、徴収事務の今後の対応を予測することが可能となり、自らの財産を発見されないように資金の移動をしたり、金融機関の口座の解約や変更等を行い、財産の処分等の対策を講じたりするなど、滞納処分を不当に免れることが容易になる。
- 2 滞納整理事務は、通常反復される性質の事務であるから、たとえ審査請求人の租税が全額納付された後であったとしても、滞納整理事務における調査項目及び調査項目を推測することができる情報やその手法を開示してしまうと、審査請求人以外の納税者に対する今後の財産調査、所在調査等の税務調査に支障が生じることで、当該税務調査において正確な事実の把握を困難にするとともに、違法又は不当な行為を容易にし、その発見を困難にするものであるため、将来の租税の適正な運営・遂行にも支障が生じることとなる。

第5 審査会の判断

1 条例第17条第2項第7号アについて

条例第17条第2項第7号アは、区民等から自己情報の開示請求があったときに、区が行う事務に関する情報であって、開示することにより、「監査、

検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの（以下「不開示情報」という）は非開示とすることができる旨、規定されている。

2 不開示情報の該当性について

そこで、本件で非開示とされた情報が、前項の不開示情報に該当するかについて検討する。

本審査会において対象文書を検分したところ、本件処分で非開示とされた部分は、諮問庁の主張にあるとおり、租税の徴収に係る事務に関して具体的になされた調査対象の名称、所在、調査項目等が時系列で記載されており、担当部署がどのような資料に基づいて調査対象を絞り込み、資産の有無を判断、特定するかの手順や判断の過程が具体的な資料に基づいて詳らかにされている。

したがって、それらの情報が開示されることになれば、審査請求人本人に対する関係はもとより、同種あるいは類似の滞納案件において、徴収機関によりどのような手順や手続がなされるかあらかじめ予測することが可能となりかねないし、徴収の回避や妨害を助長する結果を招きかねないことは想像に難くない。しかも、反復継続されるこの種の回収事務にあって、仮に個別の案件の徴収事務が完了したとしても、将来の租税の徴収事務の適切な執行に支障が生じるおそれは相変わらず残るものである。

また、反復継続されるこの種の回収事務にあっては、徴収事務の適切な執行に支障が生じるか否かの判断は、個別の回収を終えたか否かの前後によって特段変化するものとは考えにくいし、個別に日時・内容に応じた具体的な判断をなすことも困難といわざるを得ないから、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

よって、諮問庁が行った本件一部非開示の処分は、「第1 審査会の結論」

のとおり、妥当であると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成29年11月10日	・ 諮問
平成29年12月20日	・ 審査請求人から意見書を収受
平成30年2月16日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成30年3月1日	・ 諮問庁から補充理由説明書を収受
平成30年3月23日	・ 審査請求人から補充意見書を収受
平成30年3月30日 (第2回審査会)	・ 審査
平成30年5月11日 (第3回審査会)	・ 審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造